

条 例 議 案 の 概 要

—平成28年2月臨時会—

目 次

議案第 2 号 専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・ 1
（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

議案第 2 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）

1 改正の趣旨

納税義務者の負担を軽減することを目的として、減免の申請書の記載事項を改めようとするものである。

2 改正の内容

市民税及び特別土地保有税に係る減免の申請書の記載事項から個人番号を削る。

3 施行期日

公布の日（平成27年12月28日）

【第1条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後 (H27. 12条例反映後)	H27. 6月条例改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号) 第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、 及び第129条第1号において 及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号) 第81条の2第2項第1号、第81条の2第2項第1号及び第129条第1号において 及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所及び氏名又は名称</p>

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後 (H27. 12条例反映後)	H27. 6月条例改正前
<p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日 第7条の3から第45条の6まで 略 (市民税の減免) 第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 (3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 (4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者 (5) 学生及び生徒 (6) 公益社団法人及び公益財団法人</p>	<p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日 第7条の3から第45条の6まで 略 (市民税の減免) 第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 (3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 (4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者 (5) 学生及び生徒 (6) 公益社団法人及び公益財団法人</p>	<p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日 第7条の3から第45条の6まで 略 (市民税の減免) 第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 (3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 (4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者 (5) 学生及び生徒 (6) 公益社団法人及び公益財団法人</p>

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後 (H27. 12条例反映後)	H27. 6月条例改正前
<p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、住所又は居所の所在地及び法人番号)</p> <p>(2) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第118条の11まで 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の</p>	<p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、住所又は居所の所在地及び法人番号)</p> <p>(2) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第118条の11まで 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の</p>	<p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第118条の11まで 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第118条の12 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の</p>

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後 (H27. 12条例反映後)	H27. 6月条例改正前
<p>事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被審の状況</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第118条の13から第150条まで 略</p> <p>附則 略</p>	<p>事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被審の状況</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第118条の13から第150条まで 略</p> <p>附則 略</p>	<p>事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被審の状況</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第118条の13から第150条まで 略</p> <p>附則 略</p>